

障害福祉の窓

～福祉の制度やサービスについての概要を紹介します～

問い合わせ先

社会福祉課

☎52-1112

10月1日から、障害のある方を対象としたNHK放送受信料の免除基準が変わります

「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者」が世帯構成員であり、世帯全員が市町村民税（住民税）非課税の場合に、全額免除となります。

視覚・聴覚障害者が世帯主の場合に、半額免除となります。

重度の障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者）が世帯主の場合に、半額免除となります。

従来の免除基準と新しい免除基準（平成20年10月1日から）

	全額免除（障害者の方を世帯構成員に有する場合）		半額免除（障害者の方が世帯主の場合）	
	9月30日まで	10月1日から	9月30日まで	10月1日から
身体障害者	生活保護法による最低生活費の額に身体障害者特別加算額を加算した額の費用によって営まれる生活状態以下の世帯	世帯構成員全員が市町村民税非課税	●視覚・聴覚障害者 ●重度の肢体不自由者	●視覚・聴覚障害者（変更なし） ●重度の身体障害者（内部機能障害等を追加）
知的障害者	重度の知的障害者を構成員に有する世帯で、世帯構成員全員が市町村民税非課税	世帯構成員全員が市町村民税非課税（重度以外も対象）	適用外	重度の知的障害者
精神障害者	適用外	世帯構成員全員が市町村民税非課税	適用外	重度の精神障害者

問い合わせ先

NHK宇都宮放送局

☎028-634-9168

9月1日から『おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業』が始まりました

多くの方が利用するスーパーや病院などの施設には、身体に障害等のある方のための駐車スペースが設けられていますが、駐車スペースを確保しておく統一ルールがありませんでした。

このため県民の方から、障害のない人が駐車をしているため、駐車場を必要としている方が利用できないとの声が寄せられています。

このことから栃木県では、障害等のある方に駐車スペースをスムーズに利用していただくため、県内共通の利用証を交付し、真に必要とする方へ駐車スペースを確保する『おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業』を実施しています。

利用できる方

- ・身体障害者、知的障害者、精神障害者、高齢者及び難病患者のうち歩行困難な方
- ・妊産婦であって、一時的に歩行困難な方

具体的な基準（身体障害者手帳等で確認します）については、お問い合わせください。

利用できる駐車場

公共的な施設等にある障害者用駐車場のうち、「おもいやり駐車スペース」として協力の申し出をいただいた駐車場

利用証の交付窓口

石橋庁舎（社会福祉課）、国分寺庁舎（市民課窓口）、南河内庁舎（市民課窓口）

問い合わせ先

栃木県保健福祉部医事厚生課 ☎028-623-3047

下野市健康福祉部社会福祉課 ☎52-1112



駐車スペースを利用するとき、車内に掲示します。